

## 議案第 9 3 号

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 9 月 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

渋川市小口資金融資促進条例（平成 1 8 年渋川市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 号」の次に「まで」を加え、「第 1 項に規定する風俗営業、同条」及び「、同条第 1 1 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業」を削り、「除く」の次に「。次号において「特定事業」という」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの（第3号については、中小企業等協同組合に限る。）であつて、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除外。次号において「特定事業」という。）を行うものであり、かつ、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>（2）～（4） （略）</p>	<p>（定義）                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。）第2条第1項第1号から第5号、第7号及び第8号に掲げるもの（第3号については、中小企業等協同組合に限る。）であつて、同法に規定する特定事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行うものであり、かつ、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員のいずれにも該当しないものをいう。</p> <p>（2）～（4） （略）</p>